

加東市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和6年度定期監査（3月期）の結果について、同条第9項の規定により、ここに公表する。

令和7年4月24日

加東市監査委員 壺 井 弘 次

加東市監査委員 田 中 正 紀

加東市監査委員 神 田 耕 司

令和6年度定期監査（3月期）結果及び意見

総括

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和7年3月25日において令和6年度3月期（令和6年4月1日から令和7年2月28日まで）における、健康福祉部健康課及び会計課の事務事業の執行について、同法第2条第14項及び第15項の規定する趣旨により合理的かつ適正に運営されているかに留意し、監査を実施した。

今回の監査は、特に次の5点に重点をおいた。

- （1）事務事業が計画的に進められているかどうか。
- （2）事務事業が常に住民福祉の向上を目指して進められているかどうか。
- （3）人的配置は、適正に行われているかどうか。
- （4）財源確保に最大の努力が払われているかどうか。
- （5）不経済な支出が行われていないかどうか。

この結果、事務事業の執行については適正に処理され、令和6年度3月期においては所期の成果を上げている。

以下、対象所管ごとに記述するが、口頭による指導事項、平素の事務処理の状況等、特に記述すべき必要がないものについては省略する。

【健康課】

1 監査の結果

健康課は保健総務係、健康増進係及び母子保健係で構成され、事務職員12人、フルタイム会計年度任用職員2人、パートタイム会計年度任用職員3人の合計17人である。

歳入歳出執行状況について、差引過不足を中心に確認した。

歳入予算・雑入のうち、新型コロナ定期接種ワクチン事業助成金は、令和6年度のみ激変緩和措置で、ワクチン生産体制等緊急整備基金の管理団体から受け入れるため雑入の扱いとなっている。令和7年度からは一般財源での実施となり、個人負担も発生すると説明があった。

歳出では、新型コロナワクチン接種事業委託料において接種希望者が想定より少なかったこと、予防接種事業では子宮頸がん（HPV）ワクチンの接種希望者が想定より多かったことからそれぞれ補正を行っている。

子育て見守り支援事業では、令和6年12月末時点で申請者は223人、宅配延べ件数は1,589件となっており、各月の手渡し率は80%程度となっている。また、妊娠・出産・子育てすこやか事業における経済的支援では、令和6年12月末時点で、出産応援ギフトを241件、子育て応援ギフトを250件交付していることを確認した。

令和6年度のまちぐるみ総合健診受診者数（基本健診）は3,419人であった。コロナ禍以前（令和元年度）と比べ、現在の受診者数が少ない要因として、主な対象である国民健康保険の被保険者が減少傾向にあること、勤務先や個別に受診されるケースが増えていることなど、受診対象者自体が減少傾向にあることを確認した。

がん検診に係る精密検査未受診者に対する受診勧奨数180人に対し、令和7年1月末時点の受診率は、胃がん検診60.0%、胸部検診48.6%、大腸がん検診53.9%、前立腺がん検診32.7%であった。

18年目となるサンサンチャレンジでは153人が参加し、結果報告者126人中33人が3kgの減量に成功する結果となった。また、令和6年度における協賛店は70店舗で、チラシや啓発グッズなどを設置していることを確認した。

委託契約に係る書類を一部確認したところ、適正に処理されていた。

2 意 見

予算については、年度途中で不足が生じないように編成することも重要であるが、当初予算で定めたワクチン接種数などの目標に向けて、積極的な勧奨等を行い事業の執行にご尽力いただきたい。

まちぐるみ総合健診については、今後も受診を希望する方が確実に受診できるよう、受診勧奨にご尽力いただきたい。また、コロナ禍以降の日時を指定する受診体制については評価するところであり、今後も受診がしやすい体制を継続されたい。

がん検診について、今や日本人の2人に1人はがんにかかる社会と言われており、検診の重要性はより高まっている。引き続き精密検査の勧奨とフォローアップに努められたい。

【会計課】

1 監査の結果

職員構成は、事務職員4人、パートタイム会計年度任用職員2人の合計6人である。

歳入歳出執行状況について、差引過不足を中心に確認した。

令和6年10月から内国為替制度運営費が公金に適用されたことにより、振込時に指定金融機関に対し振込手数料を支払うこととなった。会計管理費・会計管理事務（役務費）において当初予算から1,771千円の不用額が生じる見込みとなっているのは、振込件数の集約化に努めたことによるものである。

当課は物品の出納・保管を所管する部署であり、各課において同一に必要と思

われる消耗品を一括購入し保管している。会計管理費・事務物品管理事務（需用費）において当初予算から2,314千円の不用額が生じる見込みとなっているのは、主にコピー用紙の単価が予算編成時と比べて低くなったためであり、年度途中で購入価格は変動しなかったことを確認した。

2 意 見

消耗品の一括購入にあたっては、契約規則等を確認の上、適切な意思決定行為を行うことが必要である。また、物品の購入にあたっては、事務負担の軽減についても取り組んでいただきたい。

個別資料・共通物品の管理表については、一部各月の払出及び購入の数量が合わない箇所が見受けられたため、適切な管理を求める。

資金においては、有利な金利で預け入れること、ペイオフ対策として預入先を偏らせないことの両方を踏まえて運用をしなければならない。現在、詳細な運用基準を定めていないことを確認したが、金利の上昇が続くなかで、預け入れ先の判断が難しいものとなると考えられる。資金運用の公平性・透明性を確保するとともに、リスク管理を適切に行うため、もう少し詳細な運用基準の作成を検討されたい。

また、基金現金の運用にあたっては、各基金の性質を踏まえ、可能な基金については積極的に債券等へ運用していただきたい。

会計事務は、他の事務に比べて事務内容を掴みにくい特殊な業務であると思われる。全ての職員が正確に会計事務を行えるように、研修を実施するなどして、当課から指導を行っていただきたい。